

2025年4月1日

事業者各位

一般社団法人秩父地区労働基準協会

職長等監督者教育の開催について

貴社、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は当協会の事業に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法第60条において、「事業主は新たに職務につくことになった職長に対し、安全及び衛生のための教育を行わなければならない。」と定められております。また、平成18年1月の改正労働安全衛生規則第40条で職長教育の教育事項としてリスクアセスメント教育が従来の事項に追加されました。これらを含め、職長は、事業主から権限委譲された事項については、法的責任を負うこととなります。

さて今般、当協会では、職長教育を下記の通り実施することといたしました。新任及び教育を受けていない職長（第一線監督者）の方に、受講していただきますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 6月11日(水) 9時～18時
6月12日(木) 9時～18時 迄の2日間
 2. 会 場 横瀬町町民会館（駐車場有り）
秩父郡横瀬町横瀬 2000 TEL 0494(22)2267
 3. 募集人員 50名
 4. 受講料 会 員 13,000円（税込、テキスト・資料代を含む）
会員外 15,000円（税込、テキスト・資料代を含む）
※ 受領しました受講料は原則とし、お返し出来ません。
 5. 申込方法 別紙受講申込書に記入の上、受講料を添えて、6月4日（水）までに下記へ申込下さい。なお、定員になり次第締め切りとさせていただきます。
- (一社)秩父地区労働基準協会 秩父市上宮地町 23-25
TEL 0494-22-3020 FAX 0494-22-3242
6. その他 全ての講義を受講された方には、修了証を交付致します。原則として、締め切り後の受講者の変更は認められませんので、ご了承下さい。

以上

